

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 5 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500535号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500117号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を25万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成16年7月16日を支給日とする賞与明細書及びA社から提出された「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(25万3,800円)の支払を受け、標準賞与額(25万3,000円)に基づく厚生年金保険料(1万3,889円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500537号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500118号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成16年7月16日を支給日とする賞与明細書及びA社から提出された「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(9万2,500円)の支払を受け、標準賞与額(9万2,000円)に基づく厚生年金保険料(5,050円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500495号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500119号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成19年11月30日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成19年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年11月30日から同年12月1日まで

A社に請求期間も勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。退職時に請求期間の厚生年金保険料を事業主から徴収されたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された勤務報告書及び人事異動通知により、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、保険料の控除方法は翌月控除であるとしているところ、同社から提出された請求者に係る「給与情報照会」のうち平成19年12月25日支給分において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるものの、同社は、請求者の退職日に請求者から平成19年11月分の厚生年金保険料を徴収したとしており、同社から提出された請求者に係る平成19年11月30日付け領収書の控えにより、請求者が平成19年11月30日付けで同社に社会保険料を支払っていることが認められる。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、上記「給与情報照会」及び年金事務所が保管するA社から提出された磁気媒体による厚生年金保険適用関係届出書により確認できる請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年11月30日から同年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年11月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500548号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500120号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和44年2月25日から同年1月25日に訂正し、昭和44年1月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

また、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年9月25日から同年10月1日に訂正し、昭和44年9月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

昭和44年1月25日から同年2月25日までの期間及び昭和44年9月25日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和44年1月25日から同年2月25日までの期間及び昭和44年9月25日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年1月25日から同年2月25日まで
② 昭和44年9月25日から同年10月1日まで

A社C所内での異動の際、関係部署の手續不備により、厚生年金保険の被保険者期間に欠落が生じた。既に被保険者期間が訂正されている同僚と同様に被保険者期間を訂正し、年金額に反映するようしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社から提出された請求者に係る経歴表及びD健康保険組合の回答並びに雇用保険の加入記録により、請求者は同社に継続して勤務(A社C所からA社に異動)し、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者は、請求期間はE国でF職の訓練を受けていた期間である旨陳述しているところ、請求者と一緒に訓練を受けていたとする複数の従業員の回答から、昭和44年1月25日とすることが相当である。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和44年2月の厚生年金保険の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る経歴表及びD健康保険組合の回答並びに雇用保険の加入記録により、請求者は同社に継続して勤務(A社からA社C所に異動)し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者は、請求期間はE国でF職の訓練を受けていた期間である

旨陳述しているところ、請求者と一緒に訓練を受けていたとする複数の従業員の回答から、昭和44年10月1日とすることが相当である。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和44年8月の厚生年金保険の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和44年1月25日から同年2月25日までの期間について請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を、また、昭和44年9月25日から同年10月1日までの期間について請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和44年1月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、また、昭和44年9月に係る厚生年金保険料についても納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500433号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500113号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年10月から平成5年4月頃まで
② 平成7年3月又は4月頃から同年8月又は9月頃まで

A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間①は、A社に勤務し、C局に派遣されていた。また、請求期間②については、B社に派遣社員の登録を行い、D社で派遣社員として勤務していた。いずれの期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、E社(A社の後継事業所)から提出されたシステムデータにより、請求者が請求期間①のうち平成4年10月7日から平成5年4月6日までの期間、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E社の人事部担当者は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について、不明と回答しているところ、請求者から提出された「平成5年分給与所得の源泉徴収票」によると、A社から給与が支給されていることが確認できるものの、社会保険料等の金額欄に社会保険料控除額の記載はない。

また、請求者が請求期間①当時に住民登録していたF県G町役場からの回答により、請求者は請求期間①を含む昭和51年10月20日から平成5年8月10日までの期間は、国民健康保険に加入していることが確認できる。

請求期間②について、B社の事業主は、請求者の派遣登録は確認できるものの、保管する社会保険関係資料に請求者の氏名がないことから、請求者に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については行っていない旨回答している。

また、上記町役場からの回答により、請求者は請求期間②を含む平成6年8月4日から平成9年7月24日までの期間は、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500454号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500114号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年11月3日から平成24年4月1日まで

A社に平成23年11月3日に再就職し、平成24年4月末日まで勤務していた。厚生年金保険の記録では、請求期間について保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料は、給料から控除されていなかったが、上司に払っていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び入社申請書により、請求者は、同社に平成23年11月3日に再入社し、継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記入社申請書の社会保険欄には「加入なし」にチェックがされている上、A社から提出された請求者に係る平成23年分及び平成24年分賃金台帳により、請求期間に厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

一方、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除されていなかったが、上司からの指示により、毎月1万5,000円ぐらいずつ、合計で9万2,000円支払った旨主張しているものの、領収書を受け取っておらず、金額の内訳を確認することができない。

また、A社は、請求者が請求期間当時の上司に現金を渡していたことは確認できたものの、その合計金額は分からず、支払っていたものが厚生年金保険料だったかどうか分からない旨陳述している。

さらに、B県C市から提出された所得照会回答用証明書に添付された請求者に係る平成23年分の所得税確定申告書における社会保険料控除欄の金額(20万969円)は、上記平成23年分賃金台帳において確認できる平成23年1月から同年5月までの期間及び平成23年7月20日賞与に係る社会保険料額と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500520号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500115号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年4月1日から昭和57年10月31日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。昭和56年3月に専門学校を卒業した後、同社に勤務していたことは確かなので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が卒業した専門学校からの回答及びA社で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚の回答から、期間までは特定できないが、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、請求者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社において、請求者及び請求者の上司が請求者と同じ業務で勤務していたと記憶する同僚は、同社に係る事業所別被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させるという取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500409号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500116号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年10月1日から平成23年1月1日まで
年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成23年1月1日となっているが、同社において、平成22年9月15日から嘱託社員として勤務していた。平成22年9月15日から同年9月30日までは訓練期間であったので、雇用契約書がある平成22年10月1日から厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る「嘱託社員雇用契約書」及び「就業週報月報照会」並びにA社から提出された「人事台帳」により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記「嘱託社員雇用契約書」によると、請求者の勤務時間は、通常7時間50分であるところ、8時30分から14時まで(休憩時間12時から13時までの60分間)と定められ、社会保険等については「労災、雇用」のみ記載されており、厚生年金保険が含まれていないことが確認できる上、通常の勤務時間に耐えうる状態で労務を提供できるようになった場合には、正社員として雇用契約を締結する旨記載されている。

また、上記「就業週報月報照会」により、平成22年12月中の数日を除き、請求者がA社の定める通常勤務時間(7時間50分)の4分の3以上勤務していることを確認することができない。

さらに、A社は、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答しており、請求者から提出された請求期間に係る給与明細書により、請求期間に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。